

新居浜市・別子山村合併協議会
第 4 回 会 議 録

平成14年6月21日(金) 13時から15時
新居浜市庁舎6階 議員全員協議会室

新居浜市・別子山村合併協議会

第4回新居浜市・別子山村合併協議会会議録						
招集年月日	平成14年6月21日(金)					
招集の場所	新居浜市庁舎 6階議員全員協議会室					
開会日時及び宣告	平成14年6月21日 午後1時					
議長	佐々木 龍					
議事録署名委員	藤田 統惟			近藤 茂光		
出席並びに 欠席委員 出席26名 欠席2名 凡例 出席 × 欠席	委員氏名	出欠等	委員氏名	出欠等		
	会長	佐々木 龍		委員	村上 悦夫	
	副会長	和田 秋廣		委員	世良 賢克	
	委員	片上 孝光		委員	山口 正一	
	委員	飛鷹 榮太郎		委員	近藤 茂光	
	委員	藤田 若満		委員	水野 豊	
	委員	二ノ宮 定		委員	渡部 綏彦	
	委員	加藤 喜三男		委員	佐々木 義實	
	委員	和田 一夫		委員	酒井 富美子	
	委員	伊藤 萬木家		委員	青野 正	×
	委員	堀田 正忠		委員	福田 正広	
	委員	藤田 統惟		委員	仲村 悦子	
	委員	神野 幸雄		委員	筒井 衛	×
	委員	石川 尚志		委員	鈴木 暉三弘	
委員	井上 清美		委員	福本 成臣		
合併協議会事務局	事務局長	神野 師算		事務局員	和田 仲吉	
	事務局次長	石田 敬司		事務局員	石井 公博	
	事務局員	寺村 伸治				
傍聴人	12名					
会議次第	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

新居浜市・別子山村合併協議会第4回会議次第

日 時：平成14年6月21日（金）13時から15時

場 所：新居浜市庁舎6階 議員全員協議会室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議題

(1) 協議

協議第19号 各種事務事業（広報広聴事業）の取扱いについて

協議第20号 各種事務事業（コミュニティ事業）の取扱いについて

協議第21号 各種事務事業（社会福祉事業）の取扱いについて

協議第22号 各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについて

協議第23号 各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いについて

協議第24号 各種事務事業（介護保険事業）の取扱いについて

協議第25号 各種事務事業（環境衛生事業）の取扱いについて

協議第26号 各種事務事業（農林水産事業）の取扱いについて

協議第27号 各種事務事業（建設事業）の取扱いについて

協議第28号 各種事務事業（学校教育事業）の取扱いについて

協議第29号 各種事務事業（社会教育事業）の取扱いについて

協議第30号 各種事務事業（水道事業）の取扱いについて

協議第 9号 合併の期日について（継続協議）

協議第11号 議会の議員の定数及び任期の特例に関する取扱いについて
（継続協議）

協議第12号 農業委員会の委員の任期等に関する取扱いについて（継続協議）

(2) その他

次回会議の開催日時について

5 閉 会

第4回 新居浜市・別子山村合併協議会

事務局 本日は、お忙しいところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。
ございます。

それでは、ただいまから第4回新居浜市・別子山村合併協議会を開催させていただきます。

本日の会議につきましては、お手元の会議資料に沿って進行させていただきますのでよろしくお願いたします。

本日の出席委員は26名でございます。本協議会規約第9条では、委員の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができないと定めているところでありますが、2分の1以上の者が出席でございますので、会議が成立しておりますことをお知らせいたします。

それでは、開会にあたりまして、新居浜市・別子山村合併協議会佐々木会長にご挨拶をいただきます。

佐々木会長よろしくお願いたします。

会長 皆様、こんにちは。

本日は、第4回の協議会を開催いたしましたところ、大変ご多忙のところご出席をいただきまして、ありがとうございました。

今回からは、「各種事務事業の取り扱いについて」を協議題としております。内容的にも、住民の皆さんに身近な問題が多くなってまいりますので委員の皆さんの活発なご協議をお願い申し上げたいと思ます。

さて、会議に先立ちまして、合併後の別子山地域についてのお話がこれまでも出ておりました。別子山村の皆さんにとっての、その課題について、現在どのような状況になっているかについてご説明をいたします。

まず、「消防・防災及び救急」につきましては、住民の安全確保の観点から、従来どおり宇摩広域消防に委託する方向で協議を進めております。私も宇摩地区の市長村長にお会いし、お願いやお話をしてまいりましたし、新居浜市及び別子山村の助役からも各市町村の助役をお願いをしております。また、この6月議会において、伊予三島市及び川之江市では、「別子山村の消防業務に関しては、人道的にも受け入れる方向で、組合において協議されるであろう」との答弁があったところでございます。

電力の問題につきましては、現在、森林組合から住友共同電力に水力発電の移管による事業の継続を依頼をしております。現在、国においては電力事業の全面自由化についての協議もなされておりますことから、これらの動向にも留意しながら、別子山村の住民にとって最

善の方法で、安定的な電気の供給が出来るように検討中であります。

小学校及び中学校の存続につきましては、地理的な状況からも可能な限り存続出来るように努力すべきと考えておりますが、そのためには、まず、定住人口の増加を図ることが何よりも重要であると考えております。

そのために、合併後10年間の新居浜市と別子山村の発展を目指した「新市建設計画」が策定されているところであります。まちづくりの目標といたしましては、「歴史・文化に包まれ、交通の拠点性と産業文化を活かした賑わいと交流のまちづくり」「安心して、いきいきと暮らせる福祉と健康のまちづくり」「文化と市民活動とが調和した学習・文化のまちづくり」「緑と水をテーマにした循環と共生のまちづくり」の4つを目指すべき将来像とし、魅力と活力に満ちたまちづくりを進めることとしております。

具体的な、施策や財政計画などにつきましては、現在、新居浜市と別子山村の事務レベルで詰め作業中であり、また、新市建設計画は愛媛県と事前協議することになっておりますので、合併協議会に正式な協議題として、お示し出来るのにはまだしばらく時間を要することとなりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

これをもちまして、私の開会のご挨拶を終わらせていただきます。

事務局

ありがとうございました。

それではただいまから議事に入りたいと思います。これからの議事進行は佐々木会長にお願いをいたします。会長よろしくお願いたします。

会長

それでは、さっそくですが議事にはいらさせていただきます。

会議次第の3 会議録署名委員の指名についてですが、会議録の署名委員さんを2名選任させていただきたいと思っております。

私の方から指名をさせていただけたらと思っておりますが、ご異議ございませんか。

委員

(「異議なし」の声)

会長

ありがとうございます。それでは指名をさせていただきます。

新居浜市 藤田 統惟 委員さん 別子山村 近藤 茂光 委員さんに会議録署名委員をお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

それでは次に会議次第の4の議題の協議第19号 各種事務事業(広報広聴事業)の取扱いについてを議題といたします。事務局より

説明を願います。

事務局

それでは失礼します。説明が長くなりますので座って説明させていただきます。

協議第19号 各種事務事業（広報広聴事業）の取扱いについてご説明申し上げます。

お手元の会議資料1ページをお開きください。

各種事務事業（広報広聴事業）の取扱いについて

広報広聴事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

と提案させていただいております。

参考資料の1ページをお開きください。広報広聴事業の行政制度等の調整方針について記載しておりますが、広報紙の発行、広聴関係、地区懇談会、市政要覧の主な事業について新居浜市の制度に統一若しくは適用することといたしております。

1の広報紙の発行につきましては、別子山村が年4回発行しておりますものを新居浜市の年12回発行に、

2の広聴関係につきましては新居浜市で現在行っております市長への手紙、メール等、他の事業を、

3の地区懇談会につきましては、現在新居浜市で行っております、市政懇談会を別子山村地区を新たに加えて行うことといたしております。

4 市勢要覧につきましても、新居浜市の制度に統一しようとするものです。

このようなことから、広報広聴事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。と提案させていただいております。

以上で説明を終わります。

会長

ただいま、事務局から協議第19号 各種事務事業（広報広聴事業）の取扱いについての説明がございましたが、ご質問、ご意見をお伺いしたいと思います。どなたからでもご意見をお願いします。

なお、ご発言の際は、会議録作成の都合もございますのでお名前をいってからご発言をしていただきますようお願いいたします。

委員（新居浜市）

別子山村さんの自治会組織の概略教えてもらえませんか。

事務局

次のコミュニティ事業のところでご説明申し上げる予定でしたが、別子山村には現在4自治会あります。詳細につきましては、コミュニティ事業の1 行政連絡委員にあたるものところで詳しく出てまいりま

す。

会 長 何かございませんか。

委 員 (なしの声)

会 長 特にご異議もないようですので協議第19号の各種事務事業(広報
広聴事業)の取扱いについてにつきましては、本日確認とさせていただ
いてよろしいでしょうか。

委 員 (異議なしの声)

会 長 ありがとうございます。確認をさせていただききました。
次に、協議第20号 各種事務事業(コミュニティ事業)の取扱いに
ついてを議題といたします。
説明をお願いします。

事 務 局 協議第20号 各種事務事業(コミュニティ事業)の取扱いについて
ご説明申し上げます。

会議資料の2ページをお開きください。

各種事務事業(コミュニティ事業)の取扱いについて
コミュニティ事業については、合併時に新居浜市の制度に統一する。
ただし、別子山村が管理委託している集会所については、合併時に管
理委託している団体に貸付するものとし、貸付料については、合併以後
3年間に限り無償とし、それ以後、新居浜市の制度に統一するものとす
る。と提案いたしております。

これにつきましては、参考資料の2ページをお開きください。
2ページから3ページにかけてコミュニティ事業についての行政制度等
の調整方針について記載いたしておりますが、自治会や地域活動等に関
する事業についての調整方針です。さきほどご質問ありましたが、1の
行政連絡委員にあたるものは、現状で新居浜市は17校区、323の単
位自治会、別子山村は4自治会が設けられております。

事業については、資料に記載しているとおりでございます。

この中で特に制度に差があるものとして、2ページの4 集会所の整
備事業がございます。

まず、集会所の建設は、新居浜市の場合、市及び県補助金、地元寄附
金により新居浜市が事業主体として自治会館を建設いたしております。

一方、別子山村では、地元寄附金なしに、村が建設し、自治会に維持
管理を委託しております。

また、新居浜市所有の建物を集会所と貸し付けている事例は2カ所(八雲、北小松原)ございますが、この場合、固定資産課税標準額の1.4%の有償で貸し付けております。これに対し、別子山村では、無償となっておりますことから、経過措置として、合併年度以後3カ年無償として、4年目から新居浜市の制度に統一し有償としようとするものです。

その他の項目につきましては、新居浜市の制度を用いようとするものです。

このようなことから、協議第20号の提案といたしたものでございます。

以上です。

会 長 ただ今、協議第20号 各種事務事業(コミュニティ事業)の取扱いについての説明がありました。ご質問、ご意見をお伺いしたいと思います。何かございませんでしょうか。

委員(新居浜市) 別子山村の自治会組織ごとに事務局等を設置しているようですが、これは、正規に事務局等を置いているのですか、それともボランティアの事務局ですか。

事 務 局 別子山村の方では、自治会の構成員の中で事務局を設置しております。正副会長等、それぞれの自治会に事務局をおいております。

委員(新居浜市) ボランティアですね。

事 務 局 もちろん、ボランティアになります。新居浜市で申し上げますと、自治会の役員会のような存在かと思えます。

会 長 何かございませんか。

委 員 (なしの声)

会 長 特にご異議もないようですので協議第20号 各種事務事業(コミュニティ事業)の取扱いについてにつきましては、本日確認とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委 員 (異議なしの声)

会 長 ありがとうございます。確認をさせていただきました。

次に、協議第21号 各種事務事業(社会福祉事業)の取扱いについてを議題といたします。

事務局から説明を願います。

事務局 協議第21号 各種事務事業（社会福祉事業）の取扱いについてご説明申し上げます。

会議資料の3ページをお開きください。

各種事務事業（社会福祉事業）の取扱いについて
別子山村福祉センターについては、合併時に新居浜市総合福祉センターの分館とする。と提案いたしております。

これにつきましては、参考資料の4ページから6ページの社会福祉事業についてをご覧ください。

社会福祉事業では、生活保護や低所得者福祉、社会福祉協議会の運営、民間の福祉施設補助、民生児童委員などの事業等がございますが、特に調整が必要な項目は、新居浜市の総合福祉センターと別子山村の福祉センターの運営方法の取扱いです。

どちらの施設も、社会福祉協議会に運営管理委託を行っておりますことから、これにつきましては、協議項目でございますように、別子山村福祉センターについては、合併時に新居浜市総合福祉センターの分館とし、引き続き施設の活用を図ろうとするものでございます。

その他の社会福祉事業の項目につきましては、制度が同一であるか、特に問題もないため新居浜市の制度に統一しようとするものです。

以上です。

会長 協議第21号 各種事務事業（社会福祉事業）の取扱いについて事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

委員 （なしの声）

会長 特にご異議もないようですので協議第21号 各種事務事業（社会福祉事業）の取扱いについてにつきましては、本日確認とさせていただきます。よろしいでしょうか。

委員 （異議なしの声）

会長 ありがとうございます。確認をさせていただきました。

次に、協議第22号 各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについてを議題といたします。

事務局から説明を願います。

事務局 協議第22号 各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについてご

説明申し上げます。会議資料の4ページをお開きください。

各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについて

- 1 別子山村の高齢者年金については、合併以後4年間、毎年度、均等に減額し、5年目に廃止するものとする。
- 2 別子山村の敬老事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
- 3 別子山村の老人クラブ補助制度については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
- 4 別子山村の生き生きデイサービス事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

ただし、別子山村の利用料は合併後5年目に新居浜市の利用料に統一するよう、毎年度、均等に増額する。

と提案いたしております。

これにつきましては参考資料の11ページから14ページの高齢者福祉事業の調整方針をご覧ください。

この中で、特に調整が必要なものについて協議項目として提案いたしております。

まず、第1点目として参考資料の11ページの3 老人対策の別子山村の高齢者年金の取扱いでございます。

別子山村では75歳以上79歳までの高齢者に1人につき年6000円を、80歳以上の高齢者に1人につき年12000円を支給しております。一方新居浜市では、平成11年度まで75歳以上の方に年3000円を支給いたしておりましたが、それ以降廃止となっております。このようなことから別子山村の高齢者年金については、経過措置を設け、合併以後4年間、毎年度、均等に減額し、つまり合併年度が現在の支給額の8割、翌年度が6割、3年目が4割、4年目が2割と、毎年2割ずつ減額し、5年目に廃止しようとするものです。

第2点目として、敬老会の実施方法についてですが、村の負担で敬老会を毎年実施しておりますが、新居浜市では、敬老会を実施する団体に対して1人2700円の補助金を支出しております。この制度につきましても、合併時に新居浜市の制度に統一し、補助金形式にしようとするものです。

第3点目といたしまして、参考資料の12ページの11の老人クラブ育成事業でございます。

別子山村では、老人クラブに7万円の補助を行っておりますが、新居浜市の場合、単位老人クラブに32000円、その構成員1人当たり6000円を支給いたしておりますが、この制度につきましても、新居浜市の制度に統一しようとするものです。

第4点目として

参考資料の13ページ 20 生き生きデイサービス事業についてでご

ざいますが、別子山村では月1回給食、入浴サービスを利用料無料で実施しておりますが、新居浜市では給食、入浴等を800円で実施いたしております。このようなことから、新居浜市の制度に統一することとし、利用料につきましては経過措置を設け、合併年度は160円、その後320円、480円、640円そして5年目で800円に新居浜市の利用料に統一しようとするものです。

その他の項目につきましては、制度が同一か、新居浜市にしか制度がないもの、特に問題がないため、新居浜市の制度に統一しようとするものです。

このようなことから、協議第22号の4項目について提案いたしましたものでございます。

以上です。

会 長 　　ただ今、協議第22号 各種事務事業（高齢者福祉事業）の取扱いについて事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見をお伺いしたいと思えます。いかがでしょうか。

委員(別子山村) 参考資料11ページの3 老人対策の関係ですが、高齢者年金は合併以後4年間、毎年度均等に減額し、5年目に廃止する。とありますが、合併時というのは、この合併時に受給している方が対象で、その金額が年齢に関係なく調整されるということでしょうか。

事 務 局 　　現在74歳の方がもらえなくなるのかという質問ですね。
それは、もらえます。ただ、金額が減額されるということです。

委員(別子山村) たとえば、合併時に79歳で6000円もらっていた人が、それから2割りずつ引かれた額、つまり6000円の計算でずっと受給されるのですか。

事 務 局 　　79歳の方は、80歳になったら12000円の2割り落ちという事です。

委員(別子山村) その年代の金額ということですね。

事 務 局 　　そうです。だいぶ問題になったのですが、期待感もあるということでおいて欲しいという要望が強かったのでそのような調整方針となりました。

委員(別子山村) わかりました。

会 長 他にございませんか。

委 員 (なしの声)

会 長 特にご異議もないようですので協議第22号 各種事務事業(高齢者福祉事業)の取扱いについてにつきましては、本日確認とさせていただきます。よろしいでしょうか。

委 員 (異議なしの声)

会 長 ありがとうございます。確認をさせていただきました。
次に、協議第23号 各種事務事業(児童福祉事業)の取扱いについて、を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事 務 局 協議第23号 各種事務事業(児童福祉事業)の取扱いについてご説明申し上げます。
会議資料の5ページをお開きください。
各種事務事業(児童福祉事業)の取扱いについて
別子山村の保育所については、地域性を考慮し新居浜市のへき地保育所として引き継ぐものとし、保育料については、当面、月額4,000円とする。と提案いたしております。
これにつきましては、参考資料の15ページから18ページに児童福祉事業についての調整方針を記載いたしております。
児童福祉事業につきましては、ご覧のように、児童手当をはじめ、両市村とも制度が同一か、新居浜市だけの事業であり、ほとんどが、新居浜市の制度に統一することとなっておりますが、調整が必要な項目として保育園の運営方法や保育料がございます。
別子山村には、現在、1つの保育園がございますが、新居浜市の保育園とは法的位置づけも違っておりますことや、地域性も考慮して、引き続きへき地保育所として引き継ぐことといたしております。
また、別子山村における保育料につきましては現在、月1500円、新居浜市におきましては、制度が異なりますが、所得に応じた保育料で最高で37,100円となっております。
保育料につきましては、別子山村の保育園が、保育所としての法的位置づけが違っていることや、運営方法が、保育園でありながら、別子山村では給食制度がないことや、夏休み、冬休み等があることなど考慮して、当面、新居浜市の公立幼稚園の保育料と同額の4000円に合併年

度から引き上げようとするものです。

以上です。

会 長 協議第23号 各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いについて事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

委 員 （なしの声）

会 長 特にご異議もないようですので協議第23号 各種事務事業（児童福祉事業）の取扱いについてにつきましては、本日確認とさせていただいてよろしいでしょうか。

委 員 （異議なしの声）

会 長 ありがとうございます。確認をさせていただきました。
次に協議第24号 各種事務事業（介護保険事業）の取扱いについてを議題といたします。

事務局から説明を願います。

事 務 局 協議第24号 各種事務事業（介護保険事業）の取扱いについてご説明申し上げます。

会議資料の6ページをお開きください。

各種事務事業（介護保険事業）の取扱いについて

介護保険事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

と提案いたしております。

これにつきましては、参考資料の19ページに介護保険事業の調整方針が記載されております。

介護保険は国の制度ですのでほぼ制度の内容は同一ですが、相違点としては、2 保険料と3 納期が異なっております。

保険料につきましては、新居浜市の制度に統一しようとするものです。
参考までに現在の保険料は別子山村が年額35300円を新居浜市の34500円となっております。

また、納期につきましては、別子山村では普通徴収分がご覧のように4期でありましたものを新居浜市の9期に分けて納付していただくことといたしております。

このようなことから新居浜市の制度に統一するものとするものとして提案いたしましたものでございます。

以上です。

会 長 協議第24号 各種事務事業（介護保険事業）の取扱いについて事務局から説明がありました。ご質問、ご意見をお伺いしたいと思います。ございませんでしょうか。

委 員 （なしの声）

会 長 特にご異議もないようですので協議第24号 各種事務事業（介護保険事業）の取扱いについてにつきましては、本日確認とさせていただきます。よろしいでしょうか。

委 員 （異議なしの声）

会 長 ありがとうございます。確認をさせていただきました。
次に協議第25号 各種事務事業（環境衛生事業）の取扱いについてを議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事 務 局 協議第25号 各種事務事業（環境衛生事業）の取扱いについてご説明申し上げます。

会議資料の7ページをお開きください。

各種事務事業（環境衛生事業）の取扱いについて

- 1 ごみ処理及びごみ収集運搬業務については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村のごみ収集の集積場所については、合併時までに調整するものとする。
- 2 し尿処理及びし尿収集運搬業務については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。
- 3 別子山村の火葬場については、現行どおりとし、新居浜市に引き継ぐものとする。
- 4 別子山村の葬祭具使用事業については、当面、現行どおりとし、併せて新居浜市の公営葬儀事業を適用できるよう合併時までに調整を図るものとする。
- 5 交通災害共済事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

と提案いたしております。

これにつきましては、参考資料の20ページから23ページに環境衛生事業の調整方針が記載されております。

環境衛生事業で調整が必要なものとして

第1点目として 1 ごみの分別 2 ごみの収集方法がございます。

これにつきましては、新居浜市の制度に統一し、収集したごみは新居浜市の施設で処理することといたしております。現在別子山村では、各自治会での焼却炉で可燃ゴミを燃やしておりますが、新居浜市の制度に統一されると、

具体的には別子山村では可燃ゴミ週2回、プラスチック週1回、資源ゴミ月2～3回、雑ゴミ月2回、大型ゴミ月2回の収集を行うことといたしております。

また、別子山村のゴミの集積場所につきましては、合併時まで調整することといたしております。

次に参考資料22ページをお開きください。

第2点目として、

15 し尿処理施設及び16 し尿汲み取りについてでございますが、し尿処理につきましては、新居浜市の衛生センターで処理することとし、し尿収集運搬業務につきましては、新居浜市の制度に統一し、手数料は別子山村の245円/18Lを新居浜市の150円/18Lに減額し、統一しようとするものです。

次に、第3点目として、

同じく21ページの5 斎場及び火葬場についてでございますが、別子山村の火葬場については、地域性を考慮し、現行どおり新居浜市に引き継ぐことといたしております。

次に第4点目として、

参考資料では順序が逆になりましたが、その上の4 公営葬儀についてでございます。

新居浜市の公営葬儀とは、葬儀を簡素で低廉に行うために、祭壇の飾り付けや仏神具及び葬祭用品の供与、霊きゅう車の運行を市が業者に委託して行っている事業でございます。

別子山村では新居浜市のような公営葬儀ではございませんが、自治会に葬祭具を無料で貸し付けいたしまして、葬儀を行っております。この葬祭具の無料貸付制度につきましては、当面現行どおりといたしております。また、新居浜市が実施いたしております公営葬儀を別子山村の住民の方がご希望される場合を想定して、公営葬儀の制度を見直すことといたしております。この制度の見直しとは公営葬儀の霊柩車等の使用料が距離に応じたものとなっておりますが、現在30キロ以下の表しかないため、対応できるよう距離に対応した表を追加するなどの見直しを図ることといたしております。

次に第5点目として

参考資料の20 交通災害共済事業についてでございますが、この制度につきましては、新居浜市が実施いたしております制度に統一しようとするものです。

その他のものにつきましては、新居浜市にしかない制度または、特に

問題がない事業ということで新居浜市の制度に統一若しくは適用することといたしております。

以上です。

会 長 協議第 2 5 号 各種事務事業（環境衛生事業）の取扱いについて事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見をお伺いしたいと思います。

委 員 （なしの声）

会 長 特にご異議もないようですので協議第 2 5 号 各種事務事業（環境衛生事業）の取扱いについてにつきましては、本日確認とさせていただきます。よろしいでしょうか。

委 員 （異議なしの声）

会 長 ありがとうございます。確認をさせていただきました。次に協議第 2 6 号 各種事務事業（農林水産事業）の取扱いについてを議題といたします。

事務局から説明を願います。

事 務 局 協議第 2 6 号 各種事務事業（農林水産事業）の取扱いについてご説明申し上げます。

会議資料の 8 ページをお開きください。

各種事務事業（農林水産事業）の取扱いについて

1 別子山村の林道開設事業及び林道管理事業については、当面、現行どおりとする。

2 土地改良事業については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。ただし、別子山村は合併前に土地改良区の設立について検討するものとする。

と提案いたしております。

これにつきましては、参考資料の 2 4 ページから 2 9 ページに農林水産事業の調整方針が記載されております。

この中で特に調整が必要な項目として

参考資料の 2 6 ページの 1 6 林道開設事業及び 1 7 林道管理がございます。

林道開設事業につきましては、別子山村では村直営で、新居浜市の場合は新居森林組合に委託して行っておりますが、別子山村の林業は基幹産業ということを考慮して、当面現行どおりとするものです。

また、1 7 林道管理事業についても同様に当面、現行どおりとするも

のです。

次に、現在、新居浜市で土地改良区が行っております事業の問題がございます。

参考資料の29ページの24 土地改良事業の10 新居浜市土地改良事業補助金要綱に基づき土地改良区に事業補助や26 災害復旧費などは土地改良区に対して事業補助を行う制度でございますが、別子山村に現在、その事業の受け皿となる土地改良区がございません。

また、25 土地改良道路等の施設の管理及び境界立ち会い等につきましても、別子山村には土地改良区がないため、事業の推進にあたって支障があるため、土地改良区の設立等につきまして、合併時まで検討を行うことといたしております。

農林水産事業のその他の事業につきましては、新居浜市にしかない制度または特に問題がないため、新居浜市の制度に統一若しくは適用しようとするものです。

このようなことから協議第26号のとおり提案いたしましたものでございます。

以上です。

会 長 協議第26号 各種事務事業（農林水産事業）の取扱いについて事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員(別子山村) 銅山川漁協に関してのお願いなのですが、今後調整するとなっておりますが、今までの漁協、このままでずっと補助金を別子山村が出していたのを新居浜市が出したらいいのではないかという簡単なものではないと思うのです。

せっかく、合併という事によって市内に銅山川が出来ることを、新居浜市のみなさんもよくご存知かとは思いますが、本当にほかにないすばらしい清流、アメゴのめっかでありますし、川辺を利用するなら市民の皆さんの癒しの場として活用できるのではないのでしょうか。会長さんの水と緑とを活用してというご説明もありましたように、この当たりを活かしていただいて、溪流を楽しみながらやっていただくことを期待しております。私ども限られた人間では活用しきれない部分、資源でありまして、13万人の新居浜市のみなさんと一緒になったら多いに活用してもらえるのではないかという期待感もありまして、合併するなら新居浜と選ぶ1つの理由となっております。その他、漁協とは関連ございませんが、おいでになって分かるおもいますが、保土野には甌穴があり、村の方で観光資源にしておりますが、それを象徴するように川辺がすばらしいのです。人間には想像のつかない時間と距離をかけて、水の力ですばらしい川辺を作っているのです。それはお金に代えがたい、そして

21世紀に向けてのアメニティ、新しい都市づくりには欠かすことの出来ない資源だと自負しております。どうか、それらを今後の新しい市を作るときは、現地を十分ご視察いただいてどうか取り入れて活かしていただきますようお願いを申し上げます。

会 長 わかりました。大きなまちづくりの方針にも合うことでありますので、今後十分に協議していきたいと思っております。

委員(新居浜市) 銅山側の水利権はどこがもっているのですか。

事 務 局 銅山川は県の1級河川ですので、水利権自体は県です。

会 長 他にございませんか。

委 員 (異議なしの声)

会 長 特にご異議もないようですので協議第26号 各種事務事業(農林水産事業)の取扱いについてにつきましては、本日確認とさせていただきます。よろしいでしょうか。

委 員 (異議なしの声)

会 長 ありがとうございます。確認をさせていただきました。
次に協議第27号 各種事務事業(建設事業)の取扱いについてを議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事 務 局 協議第27号 各種事務事業(建設事業)の取扱いについてご説明申し上げます。

会議資料の9ページをお開きください。

各種事務事業(建設事業)の取扱いについて

- 1 建設事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、引き続き実施するものとする。
- 2 村道については、現行のとおり新居浜市に引き継ぐものとする。
- 3 住宅建設事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施するものとする。

と提案いたしております。

これにつきましては、参考資料の30ページから33ページに建設事業の調整方針が記載されております。

調整方針として、まず、第1点目に建設事業全般に関することとして、建設事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、引き続き実施することといたしております。

次に第2点目として、道路関係の事業がございます。

31ページ最初からから32ページの8 道路維持管理補修までに、道路関係の事業について記載しておりますが、村道については、現行どおり新居浜市に引き継ぐことといたしております。

次に第3点目として、住宅建設事業がございます。

参考資料の33ページ 12 公営住宅法関係事務の調整方針につきましては、住宅建設事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施することといたしております。

建設事業のその他の事業につきましては、新居浜市にしかない制度または特に問題がないため、新居浜市の制度に統一若しくは適用しようとするものです。

このようなことから協議第27号のとおり提案いたしましたものでございます。

また、参考資料の34ページから36ページをご覧ください。

こちらには下水道事業の調整方針を記載いたしておりますが、公共下水道につきましては、新居浜市にしかなく、他の項目につきましても特に問題がないため、協議項目としてはございませんが、下水道事業につきましては、こういった調整方針であることを委員の皆様にご認識いただきたいと思っております。

以上です。

会 長 協議第27号 各種事務事業（建設事業）の取扱いについて事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見をお伺いしたいと思います。どなたからでもご意見ををお願いします。

委員(新居浜市) 道路維持管理舗装・補修に関してですが、新居浜市も別子山村にもパトロール等を実施していくようですが、道路は別子山村の方がいたみやすいのではないのでしょうか。できたら、道路問題は別子山村のいたみやすい方にあわせて、維持・管理をしていくほうがいいのではないのでしょうか。

事 務 局 具体的な道路維持管理については、これから予算等の調整をしていくのですが、特にいたみが激しいところは別子山村さんと協議いたしまして不便がないように維持管理をいたしたいと思っております。

会 長 他にございませんか。

委員	(なしの声)
会長	<p>特にご異議もないようですので協議第27号 各種事務事業(建設事業)の取扱いについてにつきましては、本日確認とさせていただきますよろしいでしょうか。</p>
委員	(異議なしの声)
会長	<p>ありがとうございます。確認をさせていただきました。 次に協議第28号 各種事務事業(学校教育事業)の取扱いについてを議題といたします。 事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>協議第28号 各種事務事業(学校教育事業)の取扱いについてご説明申し上げます。 会議資料の10ページをお開きください。 各種事務事業(学校教育事業)の取扱いについて</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育事業については、引き続き教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図るものとする。 2 別子山村の奨学資金貸付基金については、新居浜市の奨学資金貸付基金に統合し、別子山村の奨学資金制度については、新居浜市の奨学資金制度に統一するものとする。 ただし、合併前に別子山村の奨学金の貸付けの決定を受けている者の貸付け及び返還については、従前の例によるものとする。 3 別子山村の福祉奨学給付金制度については、合併以後5年間存続し、以降廃止するものとする。 4 学校給食については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。 と提案いたしております。 これにつきましては、参考資料の37ページから40ページに学校教育事業の調整方針が記載されております。 <p>第1点目の協議項目として</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校教育事業については、引き続き教職員の資質の向上や施設の整備に努め、教育環境の充実を図るものとする。 <p>と学校教育事業の全体の基本的事項についての協議項目でございます。</p> <p>次に第2点目として</p> <ol style="list-style-type: none"> 39ページの(6)育英事業の2 奨学資金貸付制度についての調整がございます。

ここでは奨学金の基金を統合し、新居浜市の制度に統一することといたしております。

この場合、奨学金の貸付金額は別子山村の場合、高校生が月1万円から8千円に下がりますが、逆に大学生以上になりますと1万円から2万6千円と有利になります。また、返済期間につきましても、資料に記載はしておりませんが別子山村の5年から新居浜市は15年以内となっております。利用者にとって有利な制度となっております。

なお、合併前に奨学金の貸付けの決定を受けている者の貸付け及び返還については従前の例によることといたしております。

次に、第3点目として

参考資料の39ページ(5)就学援助制度の別子山村の福祉奨学給付金制度についてでございます。

現在、別子山村には高等学校がないため、高校生に対し、月額1万円を支給している制度でございます。

これにつきましては、新居浜市内の高校生との均衡を図るため、制度を廃止することといたしておりますが、急激な変化を避けるため、合併以後5年間存続することとし、6年目を以降廃止することといたしております。

次に、4点目として

参考資料の40ページ3 学校給食についてでございますが、相違点といたしまして、給食費が小学校では別子山村が210円であったものが、220円に、中学校では別子山村が240円であったものが、260円に、少し負担増となりますが、合併時に新居浜市の制度に統一することといたしております。

学校教育事業のその他の事業につきましては、制度が同一または新居浜市にしかない制度または特に問題がないため、新居浜市の制度に統一若しくは適用しようとするものです。

このようなことから協議第28号のとおり提案いたしましたものでございます。

以上です。

会 長 協議第28号 各種事務事業(学校教育事業)の取扱いについて事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見はないでしょうか。

委員(新居浜市) 給食についてですが、新居浜市は単独で2校実施しておりますよね。別子山村さんも単独でされるということですね。

事 務 局 はい、これまでどおりということですよ。

会 長 他にございませんか。

委員 (なしの声)

会長 特にご異議もないようですので協議第28号 各種事務事業(学校教育事業)の取扱いについてにつきましては、本日確認とさせていただきます。よろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声)

会長 ありがとうございます。確認をさせていただきました。
次に協議第29号 各種事務事業(社会教育事業)の取扱いについてを議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局 協議第29号 各種事務事業(社会教育事業)の取扱いについてご説明申し上げます。

会議資料の11ページをお開きください。

各種事務事業(社会教育事業)の取扱いについて

- 1 社会教育事業については、住民サービスの低下を生じないよう、引き続き学習機会、情報の提供等に努めるものとする。
- 2 公民館の運営については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。

と提案いたしております。

社会教育事業につきましては、参考資料の41ページから48ページに社会教育事業の調整方針が記載されております。

第1点目の協議事項は、

- 1 社会教育事業については、住民サービスの低下を生じないよう、引き続き学習機会、情報の提供等に努めるものとする。

ということで社会教育事業の全体の基本的事項についての確認でございます。

次に第2点目として公民館事業についてでございますが、参考資料の41ページの 3 公民館に調整方針が記載されております。

公民館の開館時間や使用料につきまして、相違がございますが、開館時間は新居浜市の制度に統一し、使用料につきましては、別子山村では村外の使用者が有料となっておりますものを新居浜市の制度に統一し無料としたものです。

社会教育事業のその他の事業につきましては、制度が同一または新居浜市にしかない制度または特に問題がないため、新居浜市の制度に統一

若しくは適用しようとするものです。

このようなことから社会教育事業につきまして、協議第29号のとおり提案いたしましたものでございます。

以上です。

会 長 協議第29号 各種事務事業（社会教育事業）の取扱いについて事務局から説明がありました。ご質問、ご意見、ございませんでしょうか。

委 員 （なしの声）

会 長 特にご異議もないようですので協議第29号 各種事務事業（社会教育事業）の取扱いについてにつきましては、本日確認とさせていただいてよろしいでしょうか。

委 員 （異議なしの声）

会 長 ありがとうございます。確認をさせていただきました。
次に協議第30号 各種事務事業（水道事業）の取扱いについてを議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事 務 局 協議第30号 各種事務事業（水道事業）の取扱いについて ご説明申し上げます。

会議資料の12ページをお開きください。

各種事務事業（水道事業）の取扱いについて

1 別子山村の水道事業については、当面、現行どおりとする。ただし、合併後、施設の状況によっては簡易水道事業等への取り組みを検討する。

2 別子山村の水道料金については、当面、現行どおりとし、事業の見直しに応じて調整を図るものとする。

3 別子山村の水道料金の徴収については、当面、現行どおりとする。ただし、利用者の 利便性を図るよう調整に努めるものとする。
と提案いたしております。

水道事業につきましては、参考資料の51ページから55ページに水道事業の調整方針が記載されております。

まず、第1点目の協議項目として水道事業の調整方針についてございます。

参考資料51ページ 1 上水道事業（1）概要をご覧ください。

新居浜市は水道法に基づく、水道事業であり、別子山村は愛媛県水道

条例に基づく水道となっておりますが、別子山村の、現在行っている水道事業については当面現行どおりとすることといたしております。

ただし、合併後におきましては、現施設の老朽化等によりましては、簡易水道事業への取り組みを検討することといたしております。

次に第2点目として水道料金がございます。

参考資料の(3)料金につきましては、別子山村では1戸につき蛇口2個以内月210円 3個以上が月310円となっておりますが、新居浜市とは全く違った料金体系となっておりますが、事業内容自体が違っておりますことから当面は現行どおりとすることといたしております。

ただし、施設の老朽化等によりまして水道事業の見直しがあった場合には、料金の見直しについても検討し調整を図るものとしたしております。

次に第3点目として、水道料金の徴収がございます。

水道料金の徴収につきましては、別子山村は自主納付を新居浜市は口座振込、集金、自主納付等により徴収いたしておりますが、これにつきましても、別子山村は当面現行どおりといたしております。

ただ、将来、別子山村の利用者が口座振込を希望される場合も想定されますので、条件が整えば、口座振り込みが出来るよう調整することといたしております。

水道事業のその他の事業につきましては、新居浜市の制度に統一若しくは適用しようとするものです。参考資料の後半の方は工業用水ですので、特に別子山村には直接関係ない資料が掲載されていますが、ご参考までにお目通しをお願いします。

このようなことから水道事業につきまして、協議第30号のとおり提案いたしましたものでございます。

以上です。

会 長 協議第30号 各種事務事業(水道事業)の取扱いについて 事務局から説明がありました。ご質問、ご意見ございませんでしょうか。

委 員 (なしの声)

会 長 特にご異議もないようですので協議第30号 各種事務事業(水道事業)の取扱いについて につきましては、本日確認とさせていただいてよろしいでしょうか。

委 員 (異議なしの声)

会 長 ありがとうございます。確認をさせていただきました。

休 憩 ~ 休 憩 ~

会 長 それでは、第3回の協議会で継続協議となっております
協議第9号 合併の期日について
協議第11号 議会の議員の定数及び任期の特例に関する取扱いについて
協議第12号 農業委員会の委員の任期等に関する取扱いについて
の3件を一括して議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事 務 局 協議第9号 合併の期日について
協議第11号 議会の議員の定数及び任期の特例に関する取扱いについて
協議第12号 農業委員会の委員の任期等に関する取扱いについて
ご説明申し上げます。
会議資料13ページをお開きください。
合併の期日についてでございますが、
合併の期日は、平成15年4月1日とする。
と提案いたしております。
これにつきましては、前回もご説明申し上げましたが、合併期日を平成15年4月1日といたしました理由は、
(1) 議員の任期の関係で
新居浜市議会が平成15年5月1日、また別子山村村議会が平成15年4月29日が任期満了日となっておりますこと
(2) 行政組織等の関係として
新年度から組織体制が確立され、効率的な行政運営が図れるとともに、年度区切りで住民サービスに支障をきたさない。
(3) 予算の関係
年度当初から合併後の市として予算執行が可能であり、早期に新市建設計画に着手できる。
このようなことから、合併の目標期日は平成15年4月1日として提案いたしております。
また、第3回の協議会までは、協議項目として別子山村の住民がどうなるかという具体的事業があまり提案されておりましたが、今回各種事務事業の調整方針が出され、今回提案した事務事業は半数以上に及んでおり、次回の第5回で残りの行政制度の調整方針を示されるということですが、
また、協議第11号 議会の議員の定数及び任期の特例に関する取扱いについて

協議第12号 農業委員会の委員の任期等に関する取扱いについてにつきましても、前回、ご説明申し上げましたとおりでございます。合併の期日に関連する項目のため継続協議となっております。

前回継続協議とし、お持ち帰りいただいてご協議をいただいていると思いますので、ご審議をいただきたいということで提案しております。

以上です。

会 長

ただ今、

協議第9号 合併の期日について

協議第11号 議会の議員の定数及び任期の特例に関する取扱いについて

協議第12号 農業委員会の委員の任期等に関する取扱いについて事務局から説明がありました。特に11号、12号につきましては、前回特にご意見ございませんでしたが、合併の期日と連動するというところで継続協議というふうにさせていただいたものでございます。この協議第9号、11号、12号につきまして何かご意見がございましたらお伺いしたいと思います。

委員(新居浜市)

書式の問題ですが、6月3日に提案をして、継続協議になっているものが、6月21日提出になっていますが、6月21日というのは再提出になるのではないですか。継続だから、6月3日提出から今日まで継続されているという扱いにならないと、書式から言うとおかしいのではないのでしょうか。

事 務 局

ここは、大変迷ったところなのですが、県内の他所の継続協議の議案の出し方を見まして、参考にさせていただいて、21日提出とさせていただきます。

委員(新居浜市)

他所をまねすることはないのではないですか。この表現がまちがないのかどうか。間違っただけ協議するほうが間違いなのですよ。

事 務 局

提出日について訂正させていただきます。

協議第9号の提出日につきまして、平成14年6月3日提出に改めて訂正させていただきます。同じく、協議第11号 議会の議員の定数及び任期の特例に関する取扱いについて 6月3日提出に改めさせていただきます。協議第12号 農業委員会の委員の任期等に関する取扱いについてにつきましても6月3日提出に改めさせていただきます。

会 長

それでは、以上のように訂正をして協議を進めます。

他に何かご意見ございませんか。

委員(新居浜市) 合併の最終の期日は、6月3日の時にはっきりと皆さんのご理解を得て確認をして、後の議案を審議すべきの方が、重大な案件のことですので、期日を締めくくってするというのが、私の意見だったのですが。会長の方からも、継続というご意見だったのですが、諸般の合併の状況を見ましたところ、前回継続となりましたが、平成15年の4月1日が妥当だと思いますので、提案に賛成とした意見とさせていただきます。

委員(別子山村) 常に現場主義ということで、現場は日ごろの行政サービスプラス合併問題と大変だろうと気はするのですが、4月1日と決めて、新市づくりのための大変な作業があるのですが、見切り発車ではなくて、十分に審議、すり合わせしていただいて、お示しいただけるのだろうと思っています。今まで審議した、心配していたいろいろな事柄を見ましても、私どもの立場を十分に理解して頂いていいものを取り入れていただいたり、今までしていたものを合併によって一時になくするのではなくて、段階的に解消をして頂いて私ども別子山村に対して非常に気を遣って頂いているということは感謝しておりますが、新居浜市と別子山村だけで解決できない県・国等につながる事業等も新市づくりの中に入ってくると思うのです。その中で時間を限られたときに十分にやれるのかなと心配もあります。担当の現場の状況や会長の考えをお伺いできたらと思うのですが。

会 長 平成15年4月1日と前回提案しましたが、各市、村の事務局で当初は多少戸惑いもございましたが、今回具体的な提案をさせていただいたように、その作業のスピードも上がってきております。その意味では平成15年4月1日に向けて新居浜市と別子山村でその作業は出来ると考えております。他の要素としましては、新居浜市と別子山村以外のところとの関わりということについては、急ぐということで、宇摩広域にお話に行ったり、住友共同電力との話をしたり、また県との協議についても早め早めに行っていくという体制を取っておりますので、平成15年4月1日が可能だということで作業を進めております。

委員(新居浜市) 平成15年4月1日目標での合併ですが、別子山村と新居浜市が一体になるわけですね。一体になっても色々な問題は残ると思うのです。それは、一つの地域社会で解決するというので、積み残しの問題はどんどん解決して一体の市として動いていくという精神は変わりないと思うのです。日にち切ますと、その間に解決しなければならないと思うかもしれませんが、積み残しは同じ市の中で協議して問題解決していくという方向ではないでしょうかね。

会 長 賛成ということですね。

委員(新居浜市) はい、そうです。

会 長 委員さん(別子山村)よろしいでしょうか。

委員(別子山村) はい。

会 長 他にございませんか。

委 員 (なしの声)

会 長 それでは、協議第9号 合併の期日については、本日確認させて頂いてよろしいでしょうか。

委 員 (異議なしの声)

会 長 ありがとうございます。協議第9号については、確認をさせていただきました。

次に協議第11号 議会の議員の定数及び任期の特例に関する取扱いについても本日確認させて頂いてよろしいでしょうか。

委 員 (異議なしの声)

会 長 ありがとうございます。確認をさせていただきました。
協議第12号 農業委員会の委員の任期等に関する取扱いについてにつきましても本日確認させて頂いてよろしいでしょうか。

委 員 (異議なしの声)

会 長 ありがとうございます。確認をさせていただきました。

本日提案いたしました協議事項は終了いたしました。が、会議次第その他の次回会議の開催日時についてを議題といたします。事務局から説明を願います。

事 務 局 第5回の協議会は7月22日(月)13時30分から新居浜市庁舎 6階議員全員協議会室で開催いたしたいと思います。

当初の計画では、7月の前半に第5回の協議会を開催いたしたいと考えておりましたが、次回の会議は懸案事項もたくさんありますことや、新市建設計画の愛媛県ご当局との事前協議や、他の団体との調整につきましてにもう少し時間をいただきたいことから7月の22日に設定させていただきました。

また、時間につきましても13時開催は、あわただしいという指摘もございますので、昼食時間等を考慮いたしまして、今回は13時30分とさせていただきましたのでよろしくお願いいたします。

次回協議会では、各種事務で残っております項目等で調整のつきました項目について、提案いたしたいと考えております。

準備ができ次第、委員の皆様事前に会議資料等をお届けいたしたいと考えております。

以上です。

会 長 それでは、次の会は7月22日(月)13時30分から新居浜市庁舎、6階議員全員協議会室ということですが、皆さん、よろしいでしょうか。

委 員 (異議なしの声)

会 長 それでは、今回は7月22日(月)13時30分から新居浜市庁舎、6階議員全員協議会室ということで、委員の皆様は、たいへんお忙しいとは存じますが、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日は閉会とさせていただきます。皆さん、長時間にわたって大変ご苦労様でございました。

ありがとうございました。

会議録の署名

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

新居浜市・別子山村合併協議会会長

会議録署名委員

会議録署名委員